

和束町総合保健福祉施設整備検討委員会書面会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例（平成30年条例第16号。以下「条例」という。）第9条の規定により、和束町総合保健福祉施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の書面によって行われる会議について必要な事項を定めるものとする

(書面議決の要件)

第2条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条の規定による会議の招集及び議決に代え書面により委員の意見を徴して、委員会の議事を決することができる。

- (1) 緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
- (2) 災害の発生、感染症のまん延等により会議を開くことが困難と認められる場合。

(書面議決の実施)

第3条 委員長は書面議決の実施にあたり、返信期日を設定の上、書面議決に必要な資料及び書面議決を行うための様式を委員全員に送付するものとする。

- 2 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- 3 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(結果の報告)

第4条 委員長は、前条の規定により委員会の議事を決したときは、その結果を委員に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。